

外国人技能実習生と労働・社会保険

Q & A (改訂第8版)

労働保険・社会保険の適用に関する基本的な事項や受入れ機関の担当者、技能実習生等からの主な質問についての回答をまとめました。
技能実習生への説明等に、本パンフレットをご活用ください。



公益財団法人 国際研修協力機構

JITCO

目 次

1	労働者災害補償保険	1
2	雇用保険	7
3	国民健康保険	8
4	健康保険	10
5	国民年金	12
6	厚生年金保険	15
7	介護保険	21
8	「外国人技能実習生総合保険」	21
(参考)		
①	外国人技能実習生に対する労働・社会保険の適用	22
②	国民年金保険料免除・納付猶予申請書	24
③	脱退一時金請求書 (国民年金／厚生年金保険)	27

1. 労働者災害補償保険（労災保険）

Q1 労災保険とはどのようなものですか。

A 労災保険は、業務上の事由や通勤災害による負傷、疾病、障害、死亡等に対して労働者本人やその遺族のために必要な給付（療養、休業、障害、傷病、介護、葬祭、遺族）等を行うことを目的とした国が運営する保険制度で、労働者を一人でも使用するすべての事業に対し事業主や労働者の意思に関係なく強制的に適用されます。技能実習生は（監理団体型の場合）監理団体で入国当初に実施される座学講習を終了した後、労働基準法上の「労働者」に該当することとなり、労災保険の対象となります。

強制適用事業については、その事業の開始の日又は適用事業に該当することになった日から10日以内に保険関係成立の届出を労働基準監督署へ提出してください。

なお、農林水産業の一部は暫定任意適用事業とされ、労災保険の適用は事業主の意思又は使用されている労働者の過半数の意思に任されています。

ただし、入管関係法令では、技能実習生を受け入れる場合は暫定任意適用事業であっても労災保険への加入又はそれに類する保険への加入を義務付けております。

【暫定任意適用事業】

農 業……労働者5人未満の個人経営の事業であって、特定の危険又は有害な作業を主として行う事業以外のもの

漁 業……労働者5人未満の個人経営の事業であって総トン数5トン未満の漁船によるもの、又は災害発生のおそれが少ない河川・湖沼又は特定の海面において主として操業するもの

林 業……労働者を常時使用せず、かつ、年間使用延べ労働者数が300人未満である個人経営の事業

事業主の特別加入は、技能実習生を含めた労働者の保険関係が成立している場合に限られる

Q2 業務災害（労働災害）に対する事業主の責任はどのように考えればよいでしょうか。

A 労働災害が発生した場合、事業主は、労働基準法により災害補償責任を負わねばなりません。しかし、労災保険に加入している場合は、労災保険による給付が行われ、事業主は労働基準法上の補償責任を免れます。Q1で説明したとおり労災保険は原則として強制適用ですが、暫定任意適用事業で、労災保険に加入していない場合には、事業主は労働基準法上の災害補償責任を負うことになります。

また、場合によっては、事業主が当該労働災害について不法行為・債務不履行（安全配慮義務違反）などの事由により民事上の損害賠償責任を負うこともあります。この場合には、二重補填という不合理を解消するため、また、労災保険の保険料は、事業主の全額負担であることから、事業主は、労災保険による給付額の限度で民事上の損害賠償責任を免れます。

なお、事業主は、労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づく安全衛生管理責任を果たさなければなりません。法違反がある場合、労働災害発生の有無にかかわらず、労働安全衛生法等により刑事責任が問われることがあります。

その他、労働災害が発生した場合、刑法上の業務上過失致死傷罪等に問われる場合があるほか、労働災害の発生を労働基準監督署に報告せず、また、虚偽の報告を行った場合には、労働安全衛生法違反として刑事責任が問われる場合があります。

Q3 労災保険の給付内容を教えてください。

A 労災保険の給付は、業務上の災害に対する給付と、通勤災害に対する給付の2種類に大別されます。

業務上の災害に対する給付としては、①治療の現物支給、もしくは治療に要する費用を給付する療養補償給付、②治療に伴い必要な休業中の生活を補償する休業補償給付、③治療が長引いた場合の傷病補償給付、④障害が残った場合の障害補償給付、⑤労働災害により亡くなった場合の遺族補償給付、⑥亡くなった場合の葬祭費用である葬祭料、⑦介護が必要な場合の介護補償給付等があります。

通勤災害に対する給付の内容も、業務上の災害に対する給付とほぼ同じです。

それぞれの給付等について、どのような場合に支給されるか、補償額はどのように決められるかなどの詳細は労働基準監督署に問い合わせてください。

Q4 労災保険の請求手続について教えてください。

A 労災保険の請求は、被災労働者本人・家族が行うことが原則ですが、ケガをした被災者が行うのは困難なため、実際は使用者である企業の担当者が行う場合があります。とりわけ技能実習生の場合は言語の制約もあり困難ですので、実習実施機関が責任をもって請求を助けてください。

労災保険の給付は、療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料、傷病補償年金、介護保障給付等があります。

療養補償給付とは、病院等における治療ですが、労災指定の医療機関とそれ以外の医療機関で手続が違います。労災指定医療機関の場合、手続を行うことで治療を受けることができ、自己負担の必要はなくなります。それ以外の場合は、一旦治療費を立て替える必要があり、その後労働基準監督署にその費用の請求をします。

それぞれの給付等により、請求の要件、手続等が違いますので、詳細については、最寄りの労働基準監督署に相談してください。

Q5 労災保険の保険料は誰が負担するのですか。

A 労災保険は、基本的には労働基準法の「災害補償」の代替ですから、その保険料は事業主の全額負担となっています。保険料については労災保険及び雇用保険の保険料を労働保険料として、合計して徴収されます。

労災保険料額は、パート・アルバイトを含めたすべての労働者に支払う賃金総額に、各

事業の種類等によって決められている保険料率を乗じて得た額となります。

労働保険料は毎年度の保険料をその年度における申告時に概算額で申告・納付し、それと同時に前年度の保険料について確定精算することになっており、保険料の納付については、一定額以上は分割納付（延納）することも認められています。

労災保険の対象者は、パートを含むすべての労働者で、技能実習生も含まれます。

さらに、一定規模以上の事業については、個々の事業ごとに収支率に応じて労災保険率を上げ下げする、いわゆる「メリット制」がとられています。

Q6 技能実習中に業務上の負傷をしたが、完治していないので、医師の許可を得て、午前中は出勤し、午後は実習を休んで通院しています。この場合休業補償給付を受けることができますか。

A 休業補償給付の額は、休業1日につき給付基礎日額（原則として、労働基準法上の平均賃金の額）の60%（これに特別支給金20%加算）が給付されますが、所定労働時間のうち一部休業した場合には、原則として給付基礎日額から実際に労働した時間に対して支払われる賃金額を差し引いた額の60%（特別支給金を加えると80%）が給付されます。

また、労災保険の休業補償給付は休業の第4日目から支給され、休業最初の3日間については事業主が労働基準法による休業補償（1日につき平均賃金の60%）を行わなければなりません。

Q7 技能実習中に業務上の負傷をし、労災保険の適用を受け入院中ですが、担当医の診断では治癒するまでには更に3~4か月かかるとのこと。できれば母国に帰国し治療を続けることを望んでいます。その場合、負傷が治癒するまで就業することができないのでこの間の治療費や生活のことを心配しています。

A 労災保険給付手続きは容易であり、設備の整った労災（指定）病院があるので日本国内での治療が望まれますが、どうしても帰国して治療したいということであれば、帰国後の治療費は本人が一時立て替えて、後日所轄の労働基準監督署に診療機関の診断証明、療養費の額を証明する明細書と領収書など必要な書類と共に「療養補償給付たる療養の費用請求書」を所轄労働基準監督署に提出し、療養の費用として請求すると、監督署が審査の上、必要と認められた額が支給されます。ただし、手続きに時間を要するなどのため立て替え期間が長期化する恐れがあります。また、支給金額は、外国貨幣換算率により換算して支払われます。なお、労災保険で認められている療養の給付の範囲外の治療については支給されません。

また、帰国後であっても、当該負傷のため労働できず賃金を受けなかった期間については、当該負傷のため労働できないことを証明する医師の証明書など必要な書類を添えた「休業補償給付請求書」を所轄労働基準監督署に提出し、休業補償給付を請求することができます。これらの場合の提出書類は、原本に加え日本語に翻訳したものを添付することが必要です。なお、これらの手続等に関しては、帰国前に労働基準監督署に相談してください。

Q8 技能実習生が業務上の災害により負傷し片足を失いました。この場合の障害に対する給付や治癒後の義足等の補装具に要する費用は給付されるのでしょうか。

A 業務上の事由による負傷や疾病が治った（症状固定した）とき、身体に一定の障害が残った場合には、その労働能力の損失を補うため、それぞれの障害の程度に応じて障害補償年金か一時金が支給されます。

請求に当たっては、傷病が治ったこと、レントゲン写真等を添えた障害の状態等を証明する医師の診断書と共に「障害補償給付支給請求書」を所轄の労働基準監督署に提出し、所轄署長の障害等級の認定及び給付の決定を受けます。

障害の程度により義肢等補装具が必要とされる場合には、「義肢等補装具購入修理費用支給申請書」を所轄の労働局に提出し、認められれば必要な義肢等補装具の購入費用が支給されます。なお、実際にかかった費用と上限額との差額は自己負担となります。

Q9 技能実習生が労働災害で障害が残りました。障害補償年金に該当した場合、本国に帰っても支給されますか。

A 障害補償給付には、障害が重度な場合に支給される「障害補償年金」（障害等級1～7級）とそれ以外の障害を残した者に支給される「障害補償一時金」（障害等級8～14級）の2種類があります。

技能実習生が障害補償年金に該当した場合は、国籍に関係なく支給され、本国に帰った場合にはその支給は外国送金により行われます。その際の留意事項は以下のとおりで、手続に際しては実習実施機関の助力が不可欠です。

①障害補償一時金の場合には、支給決定後、直ちに本人口座宛に振り込まれることとなりますが、障害補償年金の給付は、毎年、偶数月の6回に分けて支給されることになっています。ただし、技能実習生の場合には振り込み先金融機関口座の設定が帰国後となるため、給付の関係上、速やかに所轄労働基準監督署に連絡が必要です。

②障害補償年金に該当する受給権者は、毎年、厚生労働大臣が指定する日までに、各事項を記載した定期報告書を、所轄労働基準監督署に提出しなければなりません。提出する書類には日本語に翻訳した添付書類が必要です。

Q10 労災保険に加入していませんが、労災事故が発生しました。被災した技能実習生から「労災保険で補償してほしい」と言われています。どうしたらいいですか。何かペナルティーがありますか？

A 労災保険は強制保険であり、加入していない事業場で発生した労災であっても、労働基準監督署へ労災保険の給付請求をすることができます。そして、労災と認定されれば保険給付を受けることができます。

ただし、労災保険に未加入中の労災事故について保険給付がされた場合には、国は事業主から次のものを徴収することとされています。

1. 2年間分の労働保険料を遡って徴収する。(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条)
2. 追徴金として、1. の保険料の10%を徴収する。(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第21条)
3. 未加入期間中の労災事故についての保険給付額の全部または一部を徴収する。(労働者災害補償保険法第31条)

上記3. の制度を「未手続事業主に対する費用徴収制度」といいます。

ポイントは、次のとおりです。

- (1) 労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けていたにもかかわらず、手続を行わない期間中に業務災害や通勤労災が発生した場合。
事業主が「故意」に手続を行わないものとして認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の100%を徴収

- (2) 労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けていないものの、労災保険の適用事業となったときから1年を経過して、なお手続を行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合。

事業主が「重大な過失により手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の40%」を徴収

なお、個人農家等の暫定任意適用事業の事業場の場合には、保険給付の特例として、当該事業場が労災保険に加入した後に、事業主が「特例による保険給付申請書」を所轄労働基準監督署に提出し、その承認を受けた後は特別にその技能実習生に対して一部の給付を行うことができます。ただし、当該業務上災害について、労災保険加入前の期間、事業主が労働基準法第75条の療養の補償を行っていることが必要です。したがって、療養せずその補償を行わなかった即死などの場合には労災保険の給付は受けられません。なお、事業主は特別保険料を納入しなければなりません。

Q11 通勤途上の事故は全て労災保険の対象になりますか。

A 通勤災害として保険給付の対象となる「通勤」に関しては、労働者災害補償保険法にその範囲が定められています。

通勤とは、「労働者が就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くものとする」、さらに「労働者が往復の経路を逸脱し、又は往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の往復は通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であってやむを得ない事由等による最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りではない」旨と規定されています。

したがって、災害が発生した場合には、まず、当該労働者が「通勤」の範囲であったか、否かが問題になります。事故が発生した場合には、通勤に関する事項を詳細に説明できるように準備して、最寄りの労働基準監督署に相談してください。

なお、通勤災害の場合の保険給付の内容は、基本的に業務災害と同等です。ただし、通

勤災害の場合は、業務災害には該当しないので、休業最初の3日間については事業主は労働基準法による休業補償を行う義務はありません。また、治療費について、療養給付を受ける労働者に費用の一部負担があります。

Q12 労働災害が発生した場合、労災保険の給付申請のほかに、事業主が何か注意する必要がありますか。

A 労働災害が発生した場合、事業主は技能実習生の労災保険の支給申請についての助力義務がある他に、事故原因の解明、安全管理体制の見直し、及び必要な危害防止措置などを積極的に講じることが必要です。

また、重大な事故（火災・爆発・ボイラー・クレーン事故等）が発生した場合（労働安全衛生規則第96条）、労働者が労働災害などによって死亡した場合や、休業した場合は労働基準監督署長に事故を報告しなければなりません。特に、死亡、又は休業4日以上災害である場合には、遅延なく「労働者死傷病報告」を提出する必要があります（労働安全衛生規則第97条）。この場合、JITCOにも「雇用・労働条件管理ハンドブック」巻末資料に掲載している「労働災害発生状況報告書」に記載の上提出してください。

【参考】

重大な労働災害、死亡事故発生の労働基準監督署及びJITCOへの報告とは別に、在留管理に関する届け出として、入国管理局への届け出とJITCO地方駐在事務所への届け出（技能実習2号のみ）があります。怪我による入院などで技能実習を中断した場合などは「実習継続不可能事由発生報告書」（JITCO書式）を、死亡の場合は、「死亡事故報告書」（JITCO書式）を提出してください。

Q13 技能実習生の労災保険の給付等について、JITCOのどこに相談すればよいですか。

A 労災保険の給付内容や請求手続などに関する疑問・質問に対し、能力開発部対策課が相談に応じています。

また、実習実施機関用に「技能実習生と労災保険」パンフレット及び技能実習生にもわかるよう母国語（中国語版、インドネシア語版、英語版、タイ語版、タガログ語版、ベトナム語版、いずれも日本語併記）で作成された「技能実習生のみなさんへ（労災保険解説）」を用意していますので、活用してください。

JITCOへの相談及びパンフレットの入手を希望する場合は以下に連絡してください。

東京：電話 03-6430-1175 ・ 03-6430-1176

2. 雇用保険

Q1 雇用保険とはどのようなものですか。

A 雇用保険は、労働者が失業したり雇用の継続が困難になったりした場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図り再就職を促進するために、必要な給付を行うほか、労働者の雇用安定、能力開発を図るための事業を実施すること等を目的として国が運営する保険制度で、労働者を一人でも雇用している事業は、労働者の意思に関係なくすべて適用事業となります。

なお、農林水産事業の一部は暫定任意適用事業とされ、その事業に使用される労働者の2分の1以上の同意を得て事業主が任意加入の申請をし、認可を受けたときに適用事業になります。

【暫定任意適用事業】労働者5人未満の個人経営の事業であって、次の業種に該当するもの

- ① 土地の耕作・開墾、植物の栽植・栽培・採取・伐採の事業その他農林の事業
- ② 動物の飼育、水産動植物の採捕・養殖の事業、その他畜産、養蚕、水産の事業

Q2 雇用保険料の負担はどのようになっているのですか。

A 雇用保険料は、雇用保険の対象となる労働者に支払う賃金の総額にその事業についての雇用保険率を乗じて計算され、事業主と労働者が所定の率で負担します。

○2013年度

	雇用保険料率	労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	事業主負担
一般の事業	13.5/1000	5/1000	8.5/1000
農林水産・清酒製造業	15.5/1000	6/1000	9.5/1000
建設業	16.5/1000	6/1000	10.5/1000

なお、労災保険と雇用保険の保険関係、保険料の納付等の事務は、同一事業に対し原則として一本化して労働保険として一元的に取り扱われますが、一元的に処理できない事業については別々に二元的に取り扱われることとなっています。一般の事業は労災・雇用の両保険料を一括して算定し納付することとなり、農林・水産の事業、建設の事業等は両保険それぞれ別々に算定し納付することとなります。

Q3 技能実習生は、雇用保険の対象となりますか。

A 雇用保険は、労働者（技能実習生）が働く意思と能力を有するにもかかわらず失業しているときの失業給付と事業主向けの雇用調整助成金等を内容とするものですが、国が運営する保険制度で、労災保険同様、労働者を一人でも雇用している事業に対し事業主や労働

者の意思に関係なく強制的に適用されますので、そのような事業に雇用される技能実習生についても適用されます。

Q4 雇用保険の加入手続はどのように行えばよいですか。

A 雇用保険の適用対象となる労働者を雇用することとなった場合は、その日から10日以内に保険関係成立届を所轄の労働基準監督署長又は公共職業安定所長に提出してください。

保険関係成立届を提出後、公共職業安定所（ハローワーク）に事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届を提出しなければなりません。

なお、既に適用事業所になっている場合で、新たに労働者を雇い入れた場合は、翌月の10日までに公共職業安定所（ハローワーク）に雇用保険被保険者資格取得届を提出しなければなりません。

技能実習生を雇用する場合は、技能実習生も労働者ですので、上記の手続きが必要となります。また、その際技能実習生を含めたすべての外国人雇用状況について資格取得届の備考欄に記入してください。

詳細については、最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）に相談してください。

Q5 技能実習生に対する雇用保険の給付事例はあるのでしょうか。

A 雇用保険は、労働者が失業したときには「失業給付」（基本手当等の給付）を行い、失業した労働者の生活の安定や再就職の促進を図ります。

技能実習生に対しての給付事例は、件数は少ないのですが、実習実施機関の事業閉鎖後、他の同一職種の実習実施機関へ移転するまでの間についての技能実習生への失業給付の事例があります。

3. 国民健康保険

Q1 国民健康保険（国保）とは、どのような制度ですか。

A 国民健康保険は、病気やけが、出産、死亡等によって生じる負担を軽減するための給付を行う強制適用の医療保険制度で、健康保険・各種共済組合等の被用者保険の被保険者以外の者を対象としています。保険者としては、①地方公共団体である市町村及び特別区と②一定の地区内に住所を有する同種の事業又は業務に従事する者で組織する国民健康保険組合の2つがあります。

Q2 技能実習生は国民健康保険に加入しなければなりませんか。

A 新規上陸許可される技能実習生に対しては、技能実習1号イまたは口の在留資格が決定され、1年又は6ヶ月の在留期間が決定される（3月はない）ため、被保険者に該当するので加入しなければなりません。

国民健康保険の被保険者（対象者）2012年7月9日以降

	旧	新
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年以上の在留期間を決定された者 ・ 1年未満の在留期間を決定された者のうち、客観的な資料等により1年以上滞在すると認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期在留者等 ・ 3月以下の在留期間を決定された者のうち、客観的な資料などにより、3月を超えて滞在すると認められるもの
根拠規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険法施行規則第一条 ・ 国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成16年厚生労働省告示第237号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険法施行規則第一条 ・ 住民基本台帳法第三十条の四十五 ・ 国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第23号）

【参考】

国民健康保険では、日本に住所を有する者が被保険者となりますが、他の健康保険の被保険者である場合や外国人の場合に例外があります。

今般、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号。以下「住基法改正法」という。）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の施行に伴い、適法に3ヵ月を超えて在留する等の外国人であって住所を有する者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）の適用対象とされることとなります。（以下「新しい在留管理制度」という。）。

国民健康保険では、住所を有すること等によって、被保険者とすることとされていることから、上記「住基法改正法」の目的をふまえ、国は次のように関係省令及び関係告示の一部を改正し、都道府県に通知しています（平成24年厚生労働省令第7号及び平成24年厚生労働省告示第23号）。

「日本の国籍を有しない者であって、住基法第30条の45に規定する外国人住民以外のもものは、国民健康保険の適用除外としたこと。」

すなわち、2012年7月より、国民健康保険の被保険者となる外国人の範囲が変わりました。改正前は「外国人登録をし、適法に在留資格を有する外国人で、1年以上の在留期間を認められた者」であったのが、「住民基本台帳の適用を受ける外国人」に変わりました。

住民基本台帳法の改正で、在留期間が3ヶ月を超えて決定された外国人が対象となりました。従って技能実習生1号は6ヶ月以上の在留期間が決定されますので、全員適用対象となります。

Q3 技能実習生は、国民健康保険の被保険者となれるのでしょうか。

A 技能実習生は、団体監理型の講習期間を除けば雇用労働者であるので、原則として被用者保険である健康保険に強制加入となります。しかし、健康保険の適用を受けない従業員5人未満の個人事業所又は従業員5人以上の農林水産業・ホテル旅館業・クリーニング業等の非適用業種の個人事業所に使用される場合は、原則として国民健康保険が適用され、その被保険者となります。

Q4 講習期間中は国民健康保険に加入しなければなりませんか。

A 技能実習生は、講習期間中は国民健康保険に加入しなければなりません。国民健康保険は、上記で説明しましたように住所を有すること等によって被保険者とするものとされているので、2012年7月9日以降の「新しい在留管理制度」下では、技能実習生は中長期滞在者として、住所を定めた日から14日以内に市区町村の長を通じて法務大臣に住所を届け出るようになります。この届出に併せて自治体で国民健康保険加入手続を行うことになります。

講習終了後は、実習実施機関が健康保険適用事業所である場合は健康保険に加入することになります（その場合、加入していた国民健康保険を管轄する自治体に健康保険に加入した旨届け出る必要があります。）。健康保険適用事業所ではない場合は引き続き国民健康保険に加入となりますが、講習期間中と住所が異なる場合は、新しい住所を管轄する自治体の国民健康保険に加入手続を行う必要があります（以前加入していた国民健康保険を管轄する自治体には転出の届け出をする必要があります。）。

Q5 国民健康保険に加入するための手続を教えてください。また保険料はどのくらいかかりますか。

A 国民健康保険の加入手続については、技能実習生が居住する市区町村へ転入の届け出（住所を定めてから14日以内に行うこと）に合わせて、国民健康保険の加入の手続を行います。

保険料は各世帯主が負担し、その額については、国民健康保険の運営主体である市区町村によって異なります。国民健康保険料は、一般的には「前年の所得等に応じて算定すること」となっており、所得が一定水準以下の世帯には保険料の減免制度があります。詳細については、最寄りの市区町村の国民健康保険担当窓口にて照会してください。

4. 健康保険

Q1 健康保険とは、どのような制度ですか。

A 健康保険は、主として民間企業に働く人たちを被保険者として、業務外の事由による病気やけが、出産、死亡によって生じる負担を軽減するために保険給付を行う強制適用の医療保険制度です。

適用対象は、厚生年金保険と同じで、従業員1人以上の法人事業所及び農林水産業・ホテル旅館業・クリーニング業等を除く従業員5人以上の法人以外の事業所の従業員について健康保険が強制適用となります。

Q2 任意適用事業所とは、どのようなものですか。

A 健康保険等の強制適用の対象とならない事業所であって、任意に適用事業所になることができる事業所のことです。

次の事業所は、被保険者となれる者の2分の1以上の同意を得て任意加入の認可申請書を年金事務所に提出し厚生労働大臣の認可を受けた場合に「任意適用事業所」となります。

- ①使用する従業員が常時5人未満の適用業種の法人以外の事業所
- ②農林水産業、ホテル旅館業、クリーニング業等の非適用業種の法人以外の事業所（従業員数にかかわらず）

Q3 健康保険と国民健康保険の加入の違いはありますか。

A 国民健康保険は、「健康保険」に加入しない場合に加入することになります。

健康保険は、法人事業所（株式会社、有限会社等）に雇われる技能実習生は全て加入することになります。個人事業所の場合であっても、技能実習生を含めて常時5人以上の従業員がいる事業所（農林水産業及びホテル旅館業・クリーニング業等を除く。）に雇われる技能実習生は、全て加入することになります。

なおQ2のとおり健康保険の強制適用の対象とならない事業所であっても任意加入ができる場合があります。任意加入しない場合は、国民健康保険の対象となります。

Q4 健康保険の運営は、どこが行っているのですか。

A 健康保険の事業は、全国健康保険協会又は健康保険組合が保険者となって運営しており、全国健康保険協会が保険者であるものを全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）、健康保険組合が保険者であるものを組合管掌健康保険（組合健保）と言います。健康保険組合は、700人以上の被保険者を使用する適用事業所、又は3,000人以上の被保険者を有する同業種の適用事業所の集団が、厚生労働大臣に申請しその認可を受けて設立し、健康保険事業を運営することができます。

なお、単独の事業所が設立した健康保険組合を「単一組合」、事業所集団で設立したものを「総合組合」と称します。

Q5 保険料の負担はどのようになっているのでしょうか。

A 技能実習生の賃金によって決定される標準報酬月額によって負担額も変わります。

また、加入する健康保険が協会けんぽか組合健保かによっても負担額は変わります。

健康保険の保険料は、被保険者である期間（技能実習期間）については毎月徴収されます。保険料の額は、被保険者の「標準報酬月額×保険料率」の額となります。こうして算出された保険料額を事業主と技能実習生で折半します。技能実習生が負担する健康保険料は、賃金から控除することになりますが、その際給与明細書に明示する等の方法で本人に

通知することになります。

技能実習生の多くが加入していると思われる協会けんぽの2012年度の保険料率は都道府県により異なり全国平均で10%となっております。

また、退職の場合は、資格を喪失した月については保険料は徴収されませんので、退職の前月までの保険料を退職月の給与から控除します。ただし、月末退職の場合には、翌月が資格喪失月となるため退職月までの保険料が徴収されます。

Q6 健康保険に加入するにはどうすればよいですか。

A 団体監理型受入の技能実習生は、講習が終了し実習実施機関で技能実習を開始する日から資格を取得し、被保険者となります。協会けんぽ（旧政府管掌健康保険）の場合は全国健康保険協会の都道府県支部か年金事務所（旧社会保険事務所）、また組合管掌健康保険の場合はその健康保険組合に、資格取得日から5日以内に健康保険被保険者の資格取得届出手続きをしてください。

被保険者取得届を提出し、被保険者資格の確認を受けると健康保険被保険者証が交付されますので、本人に被保険者証を渡してください。技能実習が終了したときは、その日の翌日が資格喪失日となりますので、その日から5日以内に健康保険被保険者証を添えて、事業主が被保険者資格喪失届を資格取得手続きをしたところに届け出てください。

Q7 会社の業績が悪化したので、厚生年金保険を国民年金に、健康保険を国民健康保険に変更したいと考えていますが、よろしいでしょうか。

A 法律上、厚生年金保険と健康保険は、強制的に適用されることとなっているので、そのような取り扱いはできません。

なお、個々具体的な社会保険の取り扱いについては、最寄りの年金事務所にご相談してください。

5. 国民年金

Q1 国民年金とはどのようなものですか。

A 国民年金は、すべての国民（日本国内に住所を有する外国人を含む。）を被保険者とする強制適用の年金制度で、老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行うことを目的としています。20歳以上60歳未満の自営業者、学生等は国民年金の第1号被保険者として、厚生年金保険の被保険者である70歳未満の雇用労働者等は同時に国民年金の第2号被保険者として適用を受けます。

したがって、技能実習生の場合であっても適用があり、入国後すみやかに住所のある市区町村において住所の届出を行うとともに、20才以上の技能実習生は団体監理型の「講習」

期間について国民年金の第1号被保険者として「被保険者資格取得届」を提出する必要があります。講習終了後は、任意適用事業（厚生年金の項参照）を除いて厚生年金保険の被保険者となり、国民年金と併せて2つの年金制度に加入することになります。

Q2 国民年金の保険料が免除される場合があると聞きました。どのようになっていますか。

A 国民年金の保険料は、2014年度で月額15,250円です。

国民年金加入手続きをする際、経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度・一部納付（免除）制度」があります。

国民年金法では、前年の所得がその者の扶養家族等の有無及び数に応じて定められた額以下である場合などには、資格取得後被保険者の申請により、保険料を納付することが免除されます。免除申請は遡及して行うには限度がありますので、加入手続きと同時に行うことをおすすめします。

また、保険料の一部免除額は、所得額判定基準に基づいて全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除の4種類があります。

免除申請手続等の詳しいことは、市区町村の取扱窓口にご確認ください（巻末資料1 国民年金保険料免除申請書参照）。

Q3 国民年金の加入手続と免除の手続を教えてください。

A 技能実習生は住民基本台帳法でその住所を、市区町村担当窓口に出ることとなっています（在留カードまたは旅券持参）。

住所の届出を完了したら、満20歳以上の技能実習生は在留カード又は旅券を持参して、国民年金担当窓口で「被保険者資格取得届」を提出し国民年金の加入手続を行うとともに、技能実習生が希望する場合には、免除申請等を同時に行ってください。

なお、免除申請対象者に対し、毎年6～7月に免除対象確認の葉書が本人あてに送付されます。免除継続手続きをしない場合は保険料納付対象者となります。

また、入国時20歳未満の技能実習生が技能実習期間中に20歳の誕生日を迎える場合は、出来るだけ誕生日当日に加入及び免除申請手続をするようにしてください。

Q4 将来老齢年金を支給されることはないが、国民年金に加入しないと何か困ることがあるのでしょうか。

A 重傷を負い障害等級に該当する障害が残ったり不幸にして死亡した場合で18才未満の子供がいる場合などには、障害基礎年金又は遺族基礎年金の給付を受けることができます。また、厚生年金保険に加入し、事故や疾病により障害が残ったり、死亡したときには厚生年金保険の障害厚生年金又は遺族厚生年金の支給を申請することになりますが、その支給の可否

については、厚生年金保険の被保険者期間及び保険料納付済期間だけではなく国民年金の被保険者期間並びに保険料納付済期間及び保険料免除期間が通算された上で給付要件に該当するか否かが判断されますので、折角厚生年金保険に加入し保険料を納付していたにもかかわらず、国民年金に加入していなかったために不支給とされる場合がありますので注意してください。

主な保険給付と支給要件等

老齢給付		障害給付			遺族給付		
60歳～65歳未満	65歳から	1級・2級障害	3級障害	その他	子のある妻、子の場合	子のない妻	その他の遺族
60歳台前半の老齢厚生年金	老齢厚生年金	障害厚生年金	障害厚生年金	障害手当金	遺族厚生年金	遺族厚生年金	遺族厚生年金
	老齢基礎年金	障害基礎年金			遺族基礎年金		

※ 遺族については、生計維持関係、年齢制限等がある。

国民年金又は厚生年金の給付

1. 障害年金の給付

障害年金の給付に際しては、次の要件を満たさない場合には給付が認められないので注意が必要となる。

障害基礎年金	障害厚生年金
<p>①保険料納付要件 (ア) 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上であること (イ) 又は、初診日が平成28年3月末までは、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと（＝直近1年要件の特例）</p> <p>②初診日において、被保険者であるか又は被保険者であった人であって60歳以上65歳未満の国内居住者であること</p> <p>③障害の状態 障害認定日*において、障害の程度が1級又は2級に該当すること</p> <p>※障害認定日 初診日から1年6ヶ月経過した日。その間に症状が固定した場合は、その固定した日。 (ただし、障害認定日に1級又は2級に該当しなかった場合でも、65歳に達する日の前日までの間に障害が重くなり、1級又は2級に該当した時は、請求により障害基礎年金を受給できる。)</p> <p>●20歳前傷病による障害基礎年金 初診日において20歳未満であった人が20歳に達した日において1級・2級の障害の状態にあるときまたは、20歳に達した後に1級・2級の障害の状態となったときは、障害基礎年金が支給される。ただし、所得制限がもうけられている。</p>	<p>①保険料納付要件 障害基礎年金と同じ</p> <p>②初診日において厚生年金基金保険の被保険者であること</p> <p>③障害の状態 障害認定日において、障害の程度が1級～3級に該当すること</p>

※ 障害手当金

障害年金を受け取るのに必要な保険料納付済期間のある人が、厚生年金被保険者期間中に病気やけがで障害となり、初診日から5年以内に症状が固定し、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害の状態であって、政令で定める程度の障害に該当するときに支給される。

2. 遺族年金の給付

遺族年金の給付に際しては、次の要件を満たさない場合には給付が認められないので注意が必要となる。

遺族基礎年金	遺族厚生年金
<p>① 短期要件又は長期要件に該当すること</p> <p>(ア) 短期要件 被保険者が死亡したとき、又は被保険者であったことがある60歳以上65歳未満の人で国内に住所を有する人が死亡したとき</p> <p>(イ) 長期要件 老齢基礎年金の受給権者又受給資格期間を満たしている人が死亡したとき</p> <p>② 保険料納付要件 短期要件の場合は、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が3分の2以上であること。または、障害基礎年金と同様、直近1年間保険料を納付していること</p> <p>③ 遺族の範囲 死亡した人によって生計を維持されていた次の人に支給される ④ 子のある妻 ④ 子</p> <p>※子の年齢要件 ・18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子 ・20歳未満で1級又は2級の障害者</p>	<p>① 短期要件又は長期要件に該当すること</p> <p>(ア) 短期要件 ④ 被保険者が死亡したとき ④ 被保険者期間中に初診日のある傷病によって初診日から5年以内に死亡したとき ④ 1級又は2級の障害厚生年金受給権者又は受給資格期間を満たしている人が死亡したとき</p> <p>(イ) 長期要件 老齢厚生年金の受給権者又は受給資格期間を満たしている人が死亡したとき</p> <p>② 保険料納付要件 短期要件の④・④の場合は、遺族基礎年金と同様の保険料納付要件を満たすことが必要</p> <p>③ 遺族の範囲 死亡した人によって生計を維持されていた、次の人に支給される ④ 遺族基礎年金の対象となる遺族 ④ 子のない妻 ④ 55歳以上の夫・父母・祖父母（60歳から支給） ④ 孫（遺族基礎年金の支給対象となる子と同様の年齢要件あり）</p>

6. 厚生年金保険

Q1 厚生年金保険とはどのようなものですか。また、国民年金との違いは何ですか。

A 厚生年金保険は、法人事業所及び、農林水産業・ホテル旅館業・クリーニング業等のサービス業を除く5人以上の従業員を常時使用する法人以外の事業所に強制的に適用される年金制度で、国民年金と同様に老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行うことを目的としています。技能実習生のように外国人であっても常用的使用関係の下に適用事業所で雇用される場合は被保険者となります。

なお、厚生年金保険の被保険者及び共済組合等の組合員又は加入者は、同時に国民年金

の第2号被保険者となりますが、国民年金の保険料は厚生年金保険等から拠出金として拠出されるので、個別に納付する必要はありません。

したがって、老齢・障害・死亡による支給要件に該当すれば、国民年金からそれぞれの基礎年金が支給され、厚生年金保険からその上乘せとしてそれぞれの厚生年金が支給されます。いわば、2階建の年金制度のうち、国民年金は1階部分に当たり、厚生年金は2階部分に当たります。

なお、厚生年金保険の被保険者とならない場合は、国民年金のみの被保険者となります。

Q2 技能実習生も厚生年金保険の適用を受けるのですか。

A 厚生年金保険制度は、被用者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、被用者及びその遺族の生活安定と福祉の向上に寄与することを目的とするものであり、事業主との間に一定の使用関係が認められれば、被用者の意志にかかわらず、強制的に適用することとしております。

外国人技能実習生については、厚生年金保険の適用事業所に使用される者となった場合は厚生年金被保険者となり、被保険者期間中に障害又は死亡という保険事故が発生したときは保険給付が行われ、保険事故が発生せず、帰国したときは脱退一時金が支給されます。

Q3 技能実習生の厚生年金保険加入手続等はどのようになっているのですか。

A 適用事業所で働く人は採用と同時に厚生年金保険の被保険者となるので、技能実習生の場合も事実上の使用関係が発生した資格取得日（実習実施機関配属日）から5日以内に事業主が所轄年金事務所に「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」を提出します。また、技能実習の終了に伴い事業主との使用関係がなくなり、厚生年金の被保険者資格を喪失した場合は、事業主が資格喪失日（退職日の翌日）から5日以内に「被保険者資格喪失届」（健康保険被保険者証を添付）を所轄年金事務所に提出します。

Q4 保険料の負担はどのようになっているのでしょうか。

A 厚生年金保険の保険料は、それぞれの技能実習生の賃金をもとに、標準報酬月額を決定し、これに保険料率をかけて計算します。

標準報酬額は、技能実習生の賃金に基づき定められている等級表にあてはめて決められます。

2014年（8月まで）の保険料率は17.120%です（保険料率は、9月分から翌年の8月分までの期間で設定され、毎年0.354%ずつ上がり、2017年9月分以降は18.3%で固定されることになっています。また、ボーナスについても保険料徴収の対象になります。

保険料は、技能実習生と実習実施機関がそれぞれ半額を負担し、毎月賃金から技能実習生が負担する保険料を控除した上で、実習実施機関が保険料の全額を納付しなければなり

ません。

また、退職の場合は、資格を喪失した月については保険料は徴収されませんので、退職の前月までの保険料を退職月の給与から控除します。ただし、月末退職の場合には、翌月が資格喪失月となるため退職月までの保険料が徴収されます。

Q5 保険料はどのように計算されるのでしょうか。また、標準報酬月額とは何ですか。

A 被保険者の報酬は、各人異なるので、保険料を計算したり、保険給付の事務を簡便にするため、被保険者の報酬月額に基づいて一定のランクに分けて事務処理が行われます。厚生年金保険の場合は第1級から第30級まで、健康保険の場合には第1級から第47級までに区分けされており、これを標準報酬月額と言います。

標準報酬月額の算定に当たって被保険者の報酬とされるものは、給与、賃金、手当など名称の如何にかかわらず労務の対象として定期的に支払われるもので、次のものです。

固定的賃金……基本給、役付手当、家族手当、住宅手当、通勤手当、歩合給等

非固定的賃金……残業手当、能率手当、宿日直手当、精皆勤手当、育児・介護休業手当等
年4回以上支給される賞与等……決算手当、期末手当等

現物給付……食事、食券、住宅、勤務用被服、通勤定期券、回数券、給与としての
の自社製品等

なお、賞与にかかる保険料については、2003年度から総報酬制が導入されたのに伴い、支払われた賞与額から1,000円未満を切り捨てた額を標準賞与額として決定し、これに保険料率を掛けて算出します。

標準報酬月額の算定対象月は、4月、5月、6月の3か月で算定基礎届は7月に行います。また、標準報酬月額の決定対象月は、9月～翌年8月となります。

Q6 厚生年金（国民年金）保険の脱退一時金制度とは、どのようなものですか。

A 技能実習生のように、短期間日本に滞在する外国人で厚生年金保険の適用を受ける場合には、脱退一時金制度があります。（厚生年金保険法附則第29条）

脱退一時金の請求要件の主なものは以下の通りです。

- ①請求者が、外国人であること
- ②厚生年金保険の保険料を6ヶ月以上納めていること
- ③日本に住所を有しないこと
- ④厚生年金保険の障害年金等を受ける権利を有していないこと
- ⑤出国から2年以内であること

なお、国民年金にも脱退一時金がありますので、保険料を納めている場合には対象となります。

Q7 年金の脱退一時金の請求手続を教えてください。

A 年金の脱退一時金支給請求手続は、以下のとおりです。

①技能実習生の帰国前に受入れ機関の担当者が、日本年金機構のホームページ（http://www.nenkin.go.jp/main/individual_02/index.html）より「脱退一時金請求書（国民年金／厚生年金保険）」を入手し、添付書類を揃えて帰国技能実習生に手続を説明し持たせてください。

②受入れ機関の担当者は帰国技能実習生が日本国内に居住していた所轄の年金事務所又は市区町村の国民年金窓口で資格喪失届を提出する。

③母国に帰国後、必ず本人が金融機関の本人口座設定証明等を取りそろえた請求一件書類を「日本年金機構（本部）」に送付し請求する。

日本年金機構 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24 問合せ先 +81-3-6700-1165

④請求者の家族や受け入れ企業等による代理請求はできないので、必ず本人が請求すること（本人が死亡した場合、死亡後に遺族、受け入れ企業等第三者が本人に代わって請求することはできません。）。

【国民年金の脱退一時金の受給金額】（最後に保険料を納付した月が平成25年度に属する場合）

保険料納付期間	支給額
6月以上12月未満	45,120円
12月以上18月未満	90,240円
18月以上24月未満	135,360円
24月以上30月未満	180,480円
30月以上36月未満	225,600円
36月以上	270,720円

【厚生年金保険の脱退一時金の受給金額】

（平成17年4月以降の被保険者期間を有する場合）

$$\text{脱退一時金額} = \text{被保険者期間の平均標準報酬額} \times \text{支給率}$$

$$\text{支給率}^{\ast 1} = (\text{厚生年金保険の保険料率}^{\ast 2} \times 1 / 2) \times \text{被保険者期間月数に応じた数}^{\ast 3}$$

※ 1 支給率に小数点以下1位未満の端数がある場合には四捨五入します

※ 2 最後に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月（最終月）の属する年の前年10月の保険料率（最終月が1月から8月までの場合は、前々年10月の保険料率）

※ 3 厚生年金保険の被保険者期間月数に応じた数

厚生年金保険被保険者期間月数	支給計算に用いる月数
6月以上12月未満	6
12月以上18月未満	12
18月以上24月未満	18
24月以上30月未満	24
30月以上36月未満	30
36月以上	36

○参考（最終に保険料を納付した月が平成24年9月から平成25年8月までの場合の支給額）

厚生年金保険被保険者期間月数	支給額
6月以上12月未満	平均標準報酬額×0.5
12月以上18月未満	平均標準報酬額×1.0
18月以上24月未満	平均標準報酬額×1.5
24月以上30月未満	平均標準報酬額×2.0
30月以上36月未満	平均標準報酬額×2.5
36月以上	平均標準報酬額×3.0

○参考（最終月が平成23年9月から平成24年8月までの場合の支給額）

厚生年金保険被保険者期間月数	支給額
6月以上12月未満	平均標準報酬額×0.5
12月以上18月未満	平均標準報酬額×1.0
18月以上24月未満	平均標準報酬額×1.4
24月以上30月未満	平均標準報酬額×1.9
30月以上36月未満	平均標準報酬額×2.4
36月以上	平均標準報酬額×2.9

【備考】

国民年金の脱退一時金は、所得税が源泉徴収されませんが、厚生年金保険の脱退一時金の場合は、支給の際に20%の所得税が源泉徴収されます。この場合、日本の居住地を管轄する税務署へ他の退職一時金と併せて確定申告を行い、「退職所得の選択課税申告書」を提出することにより還付申告ができます。還付申告の方法は、まず帰国前に管轄の税務署に納税管理人届出書を提出し、納税管理人を指定する必要があります。また、帰国後は本人に代わって納税管理人が還付手続きを行うこととなります。なお、納税管理人の資格は日本に居住している以外特にありませんので、受入れ機関の協力が望ましいこととなります。

なお、手続等詳しいことは所轄の税務署にお尋ねください。

○脱退一時金請求の手続の留意事項

- ① 申請書類の記入内容は不備であると、脱退一時金の支払いができないこととなるためご注意ください。

日本年金機構のホームページより請求書（巻末資料2）を入手する。

イ 必要事項をすべて記入する。

- ・年金手帳の記載事項は、年金手帳に記載されている記号番号から転記すること。

ロ 必要書類を揃え、添付する。（すべての必要書類が添付されていなければ不備返戻となります。）

- ・年金手帳（手帳は後日返却される。不可能な場合はその写し）を添付すること。年金手帳を所持していないとき及び年金の基礎年金番号又は記号番号を確認できないときは、次の事項を「脱退一時金請求書」の裏面に記入すること。

厚生年金保険の場合：年金手帳に記載されていた氏名、最後に厚生年金保険の被保険者として使用されていた事業所の名称、住所、加入していた期間（加入年月日及び脱退年月日）

国民年金の場合：年金手帳に記載されていた氏名、最後に国民年金に加入していた時の住所、加入していた期間（加入年月日及び脱退年月日）

- ・パスポートの写し（出国年月日、氏名、生年月日、国籍、本人の署名・在留資格等必要事項が確認できる頁の写し）を添付すること。
 - ・振込先銀行名（所在地）・支店名（所在地）・口座番号・口座名義（請求者本人であることを確認できる銀行の証明書又は貯金通帳の写しを添付すること（請求書の「銀行の口座証明印」欄に証明印がない場合））。
- ② 脱退一時金を受け取った場合、その該当する期間は年金の加入期間でなかったこととなります。
- ③ 請求者が請求の後脱退一時金の支給を受けずに死亡した場合、請求者の死亡当時生計を同一にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹が代わりに給付を受けることができます。
- ④ 厚生年金保険の被保険者期間を算定するに当たっては、採用日（資格取得日）の属する月から退職日の翌日（資格喪失日）の属する月の前月までの期間が月単位で計算されます。したがって、退職日が月末日であるのと、月末日の前日であるのとでは1ヶ月の差異が生じ、脱退一時金の給付額が異なる場合があります。事務の処理に当たっては技能実習生が退職日の前に帰国する場合には帰国日ではなく退職日の翌日を資格喪失日として届けることに留意する必要があります（特に、月末の退職日が休日の場合、月末の退職日まで休暇を取り早めに帰国する場合等に注意を要します。）。

（例1）採用日 10年4月1日 退職日 11年3月30日

資格取得日：10年4月1日 → 資格取得月：10年4月

資格喪失日：11年3月31日 → 資格喪失月：11年3月

被保険者期間：11月（4～2月）

（例2）採用日 10年4月1日 退職日 11年3月31日

資格取得日：10年4月1日 → 資格取得月：10年4月

資格喪失日：11年4月1日 → 資格喪失月：11年4月

被保険者期間：12月（4～3月）

なお、保険料は、資格取得月から資格喪失日の前月まで納付する必要があります（資格喪失月は負担を要しない。）退職日が月末日と月末日以外の日では、資格喪失月が異なるので賃金からの保険料の徴収に当たっても徴収月数の過不足に留意する必要があります。（徴収し過ぎた場合は、必ず本人に返還してください。）

- ⑤ 技能実習生の帰国に際しては、在留時のパスポート、年金手帳、賃金支払明細書等、後日脱退一時金の裁定請求や不服申立てをするに当たって必要となると思われる書類を保持するように助言をしてください。
- ⑥ 脱退一時金の内容、具体的な請求方法等について不明の場合は、最寄りの年金事務所又は日本年金機構（03-6700-1165）に照会し確認してください。

7. 介護保険

Q1 技能実習生についても介護保険料を支払わなければなりませんか。

A 40歳から64歳までの国民健康保険・健康保険加入者は、技能実習生であっても、相互扶助の観点から日本人同様に介護保険の被保険者となります。保険料は、国民健康保険料や健康保険料と併せて徴収されます。

介護サービスは、初老期認知症、脳血管疾患などの老化が原因とされる病気（16種類に限定）により要介護状態や要支援状態の認定を受けた者が利用できます。

詳細については、市区町村の担当課に照会してください。

【参 考】

8. 「外国人技能実習生総合保険」

Q1 外国人技能実習生総合保険とは、どのような保険ですか。

A 技能実習生が安心して、治療費等の経済的負担なく技能実習に専念できるようにするため、また、技能実習生の事故・疾病により突発的に多額の出費が必要となる事態が生じた時に、受入機関と技能実習生の家族や送出し機関とがトラブル無くスムーズに対処できるようにするため、「外国人技能実習生総合保険」があります。そして、多数の方が加入することで保険料も安く設定されています。

具体的内容は次のQ2 - Aのとおりですが、公的保険の無保険状態の間は治療費100%、公的保険が適用になると治療費30%（自己負担分）を補償するなど、基本的には公的保険で補償されない部分を補償するものです。法務省の「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」においても「公的保険を補充するものとして民間の傷害保険等に加入することについても、技能実習生の保護に資するものといえます。」と記されています。

Q2 外国人技能実習生総合保険では、どのような場合に保険金が支給されますか。

A 外国人技能実習生総合保険では、ケガや病気の治療費が医療機関の初診日から180日以内のものについて100万円又は300万円を限度として自己負担分（例、公的保険適用前は100%、適用後は30%）について支払われます。また、ケガによる死亡・後遺障害、病気による死亡保険金（700万円）、損害賠償責任がある場合の賠償責任保険金（3,000万円）、危篤や死亡時の家族呼び寄せのための救援者費用等保険金（200万円）が支払われます。

しかし、歯科疾病、既往症の治療等に係わる費用は支払われません。また、自殺の場合にも死亡・後遺障害保険金は支払われませんが、救援者費用等保険金は支払われます。

標準的な保険以外の個別事情に応じた保険金額、保険期間の設定もできますので、詳細については、保険代理店に問い合わせてください。

外国人技能実習生に対する労働・社会保険の適用

保険の種類	適用関係	技能実習生の適用関係
労働者災害補償保険 労働者災害補償保険	(強制適用事業所) ・労働者を1人でも使用しているすべての事業場(但し、下記事業を除く) (暫定任意適用事業) ・労働者5人未満の個人経営の農業であって、特定の危険又は有害な作業を主として行う事業以外のもの ・個人経営の林業であって、常時労働者を使用しておらず、かつ年間使用延べ労働者数が300人未満であること ・労働者5人未満の個人経営の漁業であって総トン数5トン未満の漁船によるもの、又は災害発生のおそれがない河川・湖沼又は特定の海面において主として操業するもの ※任意加入の要件：事業主の加入意思(労働者の同意不要) 労働者の過半数の希望 厚生労働大臣の認可	労働者として、適用される。 ただし、(団体監理型の場合)「講習」中は労働者ではないので適用されない。
雇用保険	(強制適用事業所) ・労働者を1人でも雇用していれば、適用事業所となる。(下記を除く) (暫定任意適用事業) ・個人経営で、常時5人未満の労働者を使用する農林水産の事業 ・任意加入の要件：労働者の2分の1以上の同意 労働者の2分の1以上の希望 厚生労働大臣の認可	労働者として、適用される。 ただし、(団体監理型の場合)「講習」中は労働者ではないので適用されない。
国民健康保険	(被保険者) ○市町村・特別区：その区域内に住所を有する者 (適用除外者)・健康保険法の被保険者 ・国民健康保険組合の被保険者等 ○国民健康保険組合：組合員及び組合員の世帯に属する者	技能実習生は、住民基本台帳法の適用を受けるので国民健康保険の対象者となる。

保険の種類	適用関係	技能実習生の適用関係
健康保険	<p>(強制適用事業所) ・常時従業員を使用するすべての法人事業所 ・常時5人以上の従業員を使用する個人事業所（農林水産業、サービス業、法務業、宗務業を除く） (任意適用事業) ・法人以外の事業所で、常時5人未満の従業員を使用する事業所 ・法人以外の事業所で、常時5人以上の従業員を使用する農林・水産・畜産、サービス業（旅館・料理店・飲食店・クリーニング業・理容業）、法務業・宗務業の事業所 ※任意加入の要件：従業員の2分の1以上の同意を得て、事業主が申請し、厚生労働大臣の認可を受けること (被保険者) 適用事業所に常時使用される75歳未満の者</p>	<p>常用的雇用関係があり、他の日本人従業員と同様に適用となる。 なお、(団体監理型の場合)「講習」中は、従業員ではないので適用外となり、国民健康保険の対象となる。</p>
国民年金	<p>(被保険者) ・第1号被保険者：日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者で第2号・第3号被保険者以外の者 ・第2号被保険者：被用者年金各法(厚生年金保険法等)の被保険者 ・第3号被保険者：第2号被保険者の配偶者であつて、主として第2号被保険者の収入により生計を維持する者のうち、20歳以上60歳未満の者</p>	<p>厚生年金保険加入と同時に、第2号被保険者となる。 厚生年金の加入者以外は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満で第3号被保険者でない場合は、第1号被保険者となる。(ただし、第1号被保険者の場合は、前年所得などにより、保険料免除が申請できる場合がある。)</p>
厚生年金保険	<p>(強制適用事業所) ・常時従業員を使用するすべての法人事業所 ・常時5人以上の従業員を使用する個人事業所（農林水産業、サービス業、法務業、宗務業を除く） (任意適用事業) ・法人以外の事業所で、常時5人未満の従業員を使用する事業所 ・法人以外の事業所で、常時5人以上の従業員を使用する農林・水産・畜産、サービス業（旅館・料理店・飲食店・クリーニング業・理容業）、法務業・宗務業の事業所 ※任意加入の要件：従業員の2分の1以上の同意を得て、事業主が申請し、厚生労働大臣の認可を受けること (被保険者) 適用事業所に常時使用される70歳未満の者</p>	<p>常用的使用関係にあり、被保険者となる。 なお、(団体監理型の場合)「講習」中は従業員ではないので適用外となり、国民年金の第1号被保険者となる。</p>

資料 1

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

届書 承認 却下 数値計算	届書コード	地理区分	届書
	635	1 01登録	
		3 01登録	
	634		

1 免除等区分 (※申請しない区分がある場合は「×」や「/」で抹消してください。)

①全額免除	②納付猶予 (30歳未満に限る)	③4分の3免除 (4分の1納付)	④半額免除 (半額納付)	⑤4分の1免除 (4分の3納付)
-------	------------------	------------------	--------------	------------------

2 納付猶予(30歳未満に限る)の審査順序 (※変更する場合は、以下のA~Cのいずれかを「○」で囲んでください。)

A. 4分の3免除の次に納付猶予を審査 (①→③→②→④→⑤の順に審査)	B. 半額免除の次に納付猶予を審査 (①→③→④→②→⑤の順に審査)	C. 4分の1免除の次に納付猶予を審査 (①→③→④→⑤→②の順に審査)
--------------------------------------	------------------------------------	--------------------------------------

3

(1)基礎年金番号 01	(2)生年月日 02	* (3)申請年月日 03	* 審査結果 04	* (4)審査区分 ① 05
	★5. 昭和 7. 平成	7. 平成	承認(区分)	全額免除 4分の3免除 半額免除 4分の1免除 納付猶予
被保険者(申請者)氏名 (フリガナ)	配偶者(夫または妻)氏名 (フリガナ)	世帯主氏名 (フリガナ)	*申請年度 ③	
★前年所得			★前年における所得税・障害者控除・寡婦控除	
A. 被保険者 (あり・なし) →			1. 課税 (障害者控除有 寡婦控除有) 2. 非課税	
B. 配偶者 (あり・なし) →			1. 課税 (障害者控除有 寡婦控除有) 2. 非課税	
C. 世帯主 (あり・なし) →			1. 課税 (障害者控除有 寡婦控除有) 2. 非課税	
* (5) 承認期間 (始期) 06			* (6) 承認期間 (終期) 07	* (7) 法免消滅年月日 08
平成 年 月 日			平成 年 月 日	平成 年 月 日
(継続申請申出区分) 0. 継続申請希望無し 1. 継続申請希望				

確認欄	市町村確認欄		
	A. 被保険者分	B. 配偶者分	C. 世帯主分
* 政令で定める額	円	円	円
* 地方税法上の障害者・寡婦	(1-A) ④ 1. 障害者 2. 寡婦	(4-A) ⑤ 1. 障害者 2. 寡婦	(7-A) ⑩ 1. 障害者 2. 寡婦
* 控除対象	(1-B) ⑦ 人	(4-B) ⑧ 人	(7-B) ⑨ 人
控除対象配偶者および扶養親族 (16歳以上19歳未満を除く) 数	(1-C) ⑩ 人	(4-C) ⑪ 人	(7-C) ⑫ 人
老人控除対象配偶者および老人数	(1-D) ⑬ 人	(4-D) ⑭ 人	(7-D) ⑮ 人
特定扶養親族および扶養親族 (16歳以上19歳未満に限る) 数	(2-A) ⑰ 円	(5-A) ⑱ 円	(8-A) ⑲ 円
* 前年の所得額 I	(2-B) ⑳ 円	(5-B) ㉑ 円	(8-B) ㉒ 円
* 純損失および雑損失 III	(2-C) ㉓ 円	(5-C) ㉔ 円	(8-C) ㉕ 円
* 雑損	(2-D) ㉖ 円	(5-D) ㉗ 円	(8-D) ㉘ 円
* 医療費	(2-E) ㉙ 円	(5-E) ㉚ 円	(8-E) ㉛ 円
* 社会保険料	(2-F) ㉜ 円	(5-F) ㉝ 円	(8-F) ㉞ 円
* 小規模企業共済等掛金	(2-G) ㉞ 円	(5-G) ㉟ 円	(8-G) ㊱ 円
* 配偶者特別	(3-A) ㊲ 人	(6-A) ㊳ 人	(9-A) ㊴ 人
* 地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額	(3-B) ㊴ 人	(6-B) ㊵ 人	(9-B) ㊶ 人
障害者(特別障害者を除く)の合計数 (本人、控除対象配偶者および扶養親族)	(3-C) ㊶ 1. 該当する	(6-C) ㊷ 1. 該当する	(9-C) ㊸ 1. 該当する
特別障害者の合計数 (本人、控除対象配偶者および扶養親族)	(3-D) ㊸ 1. 該当する	(6-D) ㊹ 1. 該当する	(9-D) ㊺ 1. 該当する
寡婦または寡夫 (注) 該当する場合のみ○をつけてください	(3-E) ㊺ 1. 該当する	(6-E) ㊻ 1. 該当する	(9-E) ㊼ 1. 該当する
寡婦特例 (注) 該当する場合のみ○をつけてください			
勤労学生 (注) 該当する場合のみ○をつけてください			
控除の合計額 II	円	円	円
* 控除後の所得額 I-II-III (一部免除申請)	円	円	円
* 特例認定区分 (注) 該当する場合のみ○をつけてください	(6-G) ㊽ 1. 失業者 2. 被災者 3. DV 4. その他	(9-G) ㊾ 1. 失業者 2. 被災者 3. DV 4. その他	送信
* 天災を事由とした場合の意見			

4 備考欄

A. 被保険者 平成 年 月 日
B. 配偶者 平成 年 月 日
C. 世帯主 平成 年 月 日

上記のとおり相違ありません
平成 年 月 日
市区町村長 印

5 住所・氏名・継続希望欄

上記のとおり免除・納付猶予を申請します。この申請に必要な所得情報に関する書類の添付等について市区町村長に委託します。
なお、全額免除または納付猶予が承認された場合は、翌年度以降も全額免除または納付猶予を申請することを希望します。その場合には当該申請に必要な所得情報の確認について、日本年金機構に委託します。
★(はい・いいえ)

被保険者住所 平成 年 月 日
年金事務所長 あて

被保険者氏名 印 電話 - -

記入例

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

1 免除等区分 (※申請しない区分がある場合は「×」や「/」で抹消してください。)

①全額免除	②納付猶予 (30歳未満に限る)	③4分の3免除 (4分の1納付)	④半額免除 (半額納付)	⑤4分の1免除 (4分の3納付)
-------	------------------	------------------	--------------	------------------

「全額免除」「納付猶予」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」を同時に申請することができます。全ての区分を申請する場合は記入の必要はありません。申請しない免除等区分がある場合は「×」や「/」で抹消してください。
※免除等区分欄に記入がない場合は、①→②→③→④→⑤の順に審査します。

2 納付猶予(30歳未満に限る)の審査順序 (※変更する場合は、以下のA～Cのいずれかを「○」で囲んでください。)

A. 4分の3免除の次に納付猶予を審査 (①→③→②→④→⑤の順に審査)	B. 半額免除の次に納付猶予を審査 (①→③→④→②→⑤の順に審査)	C. 4分の1免除の次に納付猶予を審査 (①→③→④→⑤→②の順に審査)
--------------------------------------	------------------------------------	--------------------------------------

納付猶予の審査順序について希望がある場合は○で囲んでください。

3

(1)基礎年金番号 01										(2)生年月日 02				*(3)申請年月日 03			*審査結果 04		*(4)審査区分 ① 05			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	5	昭和	7	平成	7	平成				○	○	○	○
被保険者(申請者)氏名					配偶者(夫または妻)氏名					世帯主氏名												
(フリガナ) コクネン タロウ					(フリガナ) コクネン ハナコ					(フリガナ) コクネン イチロウ												
被保険者(申請者)氏名					配偶者(夫または妻)氏名					世帯主氏名												
国年 太郎					国年 花子					国年 一郎												
★前年所得					★前年における所得税・障害者控除・寡婦控除																	
A. 被保険者 (あり・なし)					① 課税 (障害者控除有 寡婦控除有) 2. 非課税																	
B. 配偶者 (あり・なし)					① 課税 (障害者控除有 寡婦控除有) 2. 非課税																	
C. 世帯主 (あり・なし)					① 課税 (障害者控除有 寡婦控除有) 2. 非課税																	

被保険者と世帯主が同じ場合、被保険者氏名欄のみに記入してください。
配偶者と世帯主が同じ場合、配偶者氏名欄のみに記入してください。

～★前年所得～
A.被保険者、B.配偶者、C.世帯主のうち、前年の所得がある方は「あり」、ない方は「なし」に○を記入してください。
～★前年における所得税・障害者控除・寡婦控除～
「★前年所得」で「あり」に○を記入した方のみ、「1.課税」または「2.非課税」のうち該当するものに○を記入してください。
「1.課税」に該当する場合で障害者控除または寡婦控除を受けている方は、該当するものを○で囲んでください。

申請書の提出について

- 3枚目 **本人控** の裏面(注意事項)をお読みいただき、太線枠内(**1** ～ **5**)を記入してください。
- 2枚目の **提出用** を住所地の市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口へ提出してください(郵送による申請も可能です)。
- 3枚目は本人控えですので、お手元に保管してください。
- 郵送の場合、受付印のある本人控えが必要な方は、2枚目3枚目と一緒に、宛名の記入と所要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。受付印を押印のうえ、「本人控」をご返送いたします。

4 備考欄について

3枚目 **本人控** 裏面の注意事項の2. の(4)をご参照の上、記入してください。
例えば失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、その旨および該当年月日をご記入の上、以下の書類を添付してください。
※添付書類(書類の原本を窓口等に提示した場合は、写しの添付は不要です)
【失業した場合】 …雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写し等
【総合支援資金の貸付を受けた場合】 …貸付決定通知書の写しおよび総合支援資金を申請したときの添付書類の写し等

配偶者から暴力を受けたことを理由として申請するときの手続き等については、恐れ入りますが、お近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の国民年金担当係へご相談ください。

4 備考欄

*天災を事由とした場合の意見

失業による

○A. 被保険者	平成 25年 7月 1日
○B. 配偶者	平成 年 月 日
○C. 世帯主	平成 年 月 日

5 継続希望欄について

承認された全額免除または納付猶予を翌年度以降も引き続き希望する場合には、「はい」を○で囲んでください。○の記入がない場合は、「いいえ」を選択したものとみなします。この申請で継続希望を明記することにより、翌年度以降あらためて申請を行う必要はありません。ただし、失業・倒産・事業の廃止など所得要件以外の理由による申請の場合は継続申請の対象になりません。

5 住所・氏名・継続希望欄

上記のとおり免除・納付猶予を申請します。この申請に必要な所得情報に関する...を市区町村長に委託します。
なお、全額免除または納付猶予が承認された場合は、翌年度以降も全額免除または納付猶予を申請することを希望します。その場合には当該申請に必要な所得情報の確認について、日本年金機構に委託します。 ★(はい・いいえ)

被保険者住所 平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 1-2-3 年金事務所長 あて

被保険者氏名 国年 太郎 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

受付印 年金事務所

(注 意 事 項)

1. 提出について

- (1) この申請書は、住所地の市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口へ提出してください。
- (2) 免除・納付猶予の申請をする方1人につき1枚の申請書を提出してください。

2. 記入について

- (1) 太線枠内が記入欄です。楷書ではっきりと黒ボールペンまたは黒インクで記入してください。
- (2) 被保険者(免除等を受けようとする申請者)、配偶者(夫または妻)、世帯主について記入してください。なお、基礎年金番号および生年月日は、被保険者について記入してください。
- (3) 「前年所得」および「前年における所得税・障害者控除・寡婦控除」欄は、該当するものを○で囲んでください。なお、免除または納付猶予の申請を提出する月が1月から6月までの間である場合には「前年」とあるのは、「前々年」と読み替えてください(7月に申請し、前年7月以降の期間についてさかのぼって免除または納付猶予の承認を希望する方も、同じく「前々年」と読み替えてください)。
- (4) 「備考」欄には、次の①～⑦に該当する場合に、その内容を記入してください。
 - ① 次のいずれかに該当した被保険者が、その該当するに至った日から14日以内に免除または納付猶予の申請をするときは、その事実およびその年月日を記入してください。
 - A 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金または旧国民年金法による障害年金の受給権者でなくなった。
 - I 生活保護法による生活扶助またはらい予防法の廃止に関する法律による援護を受けなくなった。
 - ウ ハンセン病療養所または国立保養所を退所した。
 - ② 申請する年度または前年度において震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者もしくは配偶者もしくは世帯主またはそれぞれの属する他の世帯員が所有する住宅、家財その他の財産に損害を受けたときは、その災害による被害額(保険金、損害賠償金等を受けたときはその金額を除く)および被害を受けた物件名等、その状況等についてそれぞれ詳しく記入してください(記入できない場合は、別の用紙に記入し添付してください)。
 - ③ 申請する年度または前年度において失業したこと等により免除または納付猶予の申請を行うときは、その旨および該当年月日を記入してください(配偶者または世帯主が申請する年度または前年度において失業したこと等により、免除または納付猶予の申請を行う場合も、同様に記入してください)。
 - ④ 生活保護法による生活扶助以外の扶助または特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受け取っている場合は、その名称および受給開始年月を記入してください。
 - ⑤ 配偶者から暴力を受けたことを理由として申請するときの手続き等については、お近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の国民年金担当係へご相談ください。
 - ⑥ 外国人で生活保護に準じた保護(給付)を受け取っている場合は、「保護受給」と記入してください。
 - ⑦ 申請日からさかのぼって1年以内に世帯構成に変更があった場合は、その旨および変更があった年月日を記入してください(変更があった年月日は、「A. 被保険者」の欄に記入してください)。
- (5) この申請書の2枚目(提出用)の一番下の記入欄に、この申請書の提出年月日、被保険者(免除等を受けようとする申請者)の住所、氏名および電話番号を記入し、押印してください(被保険者本人が署名する場合は押印する必要はありません)。

3. 添付書類について

- (1) この申請書には、年金手帳もしくは基礎年金番号通知書またはそれらの写しを添付してください。
- (2) 所得の状況を確認する必要がある方が1月1日時点*の住所と申請時点の住所が違う場合は、現在の住民票を登録している市区町村において前年(前々年)の所得を証明することができません。その場合は、前住所地の市区町村長から前年(前々年)の所得証明(配偶者、世帯主がいる場合は各々の)の交付を受けこの申請書に添付するかまたは申請書にこれに相当する記載を受ける必要があります。

※申請する月が1月から6月までの間である場合には、前々年所得の証明が必要となるため、前年の1月1日の住所が基準となります(7月に申請し、前年の7月以降の期間についてさかのぼって免除または納付猶予の承認を希望する方も同様です)。
- (3) 申請する年度または前年度において失業したこと等により免除または納付猶予の申請を行うときは、失業をしたこと等を確認できる雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの公的機関の証明書の写しを添付してください(当該公的機関の証明書の原本を窓口等に提示した場合は、その写しの添付は不要です)。
- (4) 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることを理由に申請するときは、その事実を確認できる公的機関の証明書、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受け取っていることを理由に申請するときは、受給資格者証の写しを添付してください(当該受給資格者証の原本を窓口等に提示した場合は、その写しの添付は不要です)。

4. 翌年度以降の全額免除または納付猶予の継続申請について

- (1) この申請に基づき全額免除または納付猶予の承認をされた方が、翌年度以降も引き続き全額免除または納付猶予の申請を希望する場合は、この申請書であらかじめその旨を明記することにより、翌年度以降改めて申請を行わなくても継続して申請があったものとみなされます。ただし翌年度の6月末時点において、第1号被保険者でなかった場合は、継続申請は無効となります。全額免除または納付猶予を申請する方で継続申請を希望する方は、この申請書の一番下の記入欄の「はい」に○をつけてください。どちらにも○がない場合は、「いいえ」が選択されたものとみなします。

ただし、左記2.(4)の②から⑥*までの事由による承認を受ける場合は、改めての申請が必要となります。また、審査の結果一部免除となった場合も改めての申請が必要となります。

※⑥について、1月1日時点から継続して生活扶助に相当する保護を受けているときは、継続申請することができる場合があります。
- (2) 翌年度以降における審査の結果は審査後に通知します。また、承認後、当該承認の取消しを申請することができます。取消しは取消申請年月日の前月以降の期間が対象となります。

5. 一部免除の承認を受けた期間について

4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された期間は、納付すべき保険料を納付しないと未納期間となり、老齢基礎年金・障害基礎年金等を受けられなくなる場合があります。納め忘れのないようご注意ください。

6. 免除等の承認を受けた期間にかかる保険料の追納について

全額免除または納付猶予が承認された期間、4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された期間(一部免除が承認された月の保険料が納付済の場合に限ります)は、10年以内であれば免除された保険料をあとから納めること(追納)ができ、追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになります。ただし、老齢基礎年金を受け取っている方は追納することはできません。また、追納する対象期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認されていた期間の当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。なお、追納は先に経過した月(古い月分)から納付することとなります。

To all foreigners leaving Japan

You can apply for the lump-sum withdrawal payments if you have the Japanese public pension coverage periods for 6 months or longer. Once you receive your payments, however, your coverage periods for the basis of the payments entitlement will no longer be valid to apply for other Japanese benefits. Please read the following notes carefully and consider whether you claim for the lump-sum withdrawal payments or not after due consideration of pension benefits in the future.

Note 1. You may be qualified for the totalization benefits under Japanese system as well as foreign system if you have qualifying coverage periods under pension systems of countries with which Japan have totalization agreements, subject to each qualification conditions: As of December 2011, Japan has such bilateral agreements with Germany, the United States, Belgium, France, Canada, Australia, Netherlands, Czech, Spain, and Ireland respectively. The agreements between Japan and Brazil as well as Switzerland are in preparation. For updated agreement status, please refer to the Japan Pension Service website. Once you receive your payments, however, your coverage periods for the basis of the payments entitlement will no longer be valid to apply for other Japanese benefits.

Note 2. The amount of your lump-sum withdrawal payments will be calculated depending on your coverage periods up to 36 months. We urge you to note that even if your coverage periods are 37 months or longer, your payments will be calculated up to 36 months and your total coverage periods will no longer be valid to apply for other Japanese benefits.

日本から出国される外国人の皆様へ

年金制度に6ヶ月以上加入されていた方は、脱退一時金を受け取ることができますが、脱退一時金を受け取った場合、脱退一時金の計算の基礎となった期間は年金加入期間ではなくなります。以下の注意書きをよくご覧になり、将来的な年金受給を考慮したうえで、脱退一時金の請求についてご検討ください。

注1. 日本と年金通算の協定を締結している相手国の年金加入期間のある方は、一定の要件のもと年金加入期間を通算して、日本及び協定相手国の年金を受け取ることができます場合があります。〔平成23年12月現在、ドイツ、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン及びアイルランドと発効済、ブラジル及びスイスと発効に向けて準備中。最新の協定締結状況は、日本年金機構のホームページでご確認ください。〕ただし、脱退一時金を受け取ると、脱退一時金を請求する以前の年金加入期間を通算することができなくなります。

注2. 脱退一時金の支給金額は、日本の年金制度に加入していた月数に応じて、36ヶ月を上限として計算されます。(長期間(37ヶ月以上)日本の年金制度に加入されていた方が脱退一時金を請求した場合、脱退一時金の支給金額は36ヶ月を上限として計算されますが、脱退一時金を請求する以前の全ての期間が年金加入期間ではなくなります。)

Japan Pension Service



<http://www.nenkin.go.jp/>

Japanese 日本語

脱退一時金は原則として以下の4つの条件にすべてあてはまる方が国民年金、厚生年金保険又は共済組合の被保険者資格を喪失し、日本を出国後2年以内に請求されたときに支給されます。

- ① 日本国籍を有していない方
- ② 国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数と保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、及び保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数とを合算した月数、又は厚生年金保険の被保険者期間の月数が6か月以上ある方
- ③ 日本に住所を有していない方
- ④ 年金（障害手当金を含む）を受ける権利を有したことのない方

提出書類

「脱退一時金請求書（国民年金／厚生年金保険）」

添付書類

- ① パスポート（旅券）の写し（最後に日本を出国した年月日、氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ）
- ② 「銀行名」、「支店名」、「支店の所在地」、「口座番号」及び「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書類（銀行が発行した証明書等。または、「銀行の口座証明印」の欄に銀行の証明を受けてください。）
- ③ 年金手帳

ご注意

- * 脱退一時金を受け取った場合、脱退一時金を請求する以前の全ての期間が年金加入期間ではなくなります。また、日本と年金通算の協定を締結している相手国の年金加入期間のある方につきましては、一定の要件のもと年金加入期間を通算して、日本及び協定相手国の年金を受け取ることができる場合があります。ただし、脱退一時金を受け取ると、脱退一時金を請求する以前の年金加入期間を通算することができなくなりますので、ご注意ください。
- * 請求者が脱退一時金の支給を受けずに死亡した場合、請求者の死亡当時生計を同一にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹が代わりに給付を受けることができます。（本人が死亡前に請求書を提出している場合のみ該当します。）
- * 国民年金の脱退一時金は、所得税が源泉徴収されませんが、厚生年金保険の場合は、支給の際に、20%の所得税が源泉徴収されます。
- * 所得税は税務署に還付申告できます。帰国前に管轄の税務署（日本を出国する直前に外国人登録をしていた住所を管轄する税務署）へ「納税管理人届出書」（税務署、<http://www.nta.go.jp> で入手可能です。）を提出し納税管理人を指定します。納税管理人の資格は「日本に居住していること」以外に特にありません。「納税管理人届出書」を提出しないで日本から出国した場合は、還付申告時に「納税管理人届出書」を提出してください。
- * 脱退一時金の送金と同時に「脱退一時金支給決定通知書」を送付しますので、原本を納税管理人に送付してください。納税管理人は本人に代わって還付申告します。

English

In order to receive your Lump-sum Withdrawal Payments (“the Payments”), you need to file your application within two years since your departure from Japan. It is necessary that you are currently NOT covered by the National Pension, the Employees’ Pension Insurance or the mutual aid association’s pension system, and basically you need to satisfy four conditions as follows:

- ① You are not a Japanese citizen.
- ② You have paid the National Pension contributions (as a Category I insured person) for a total of six months or more including; a) number of month you paid full amount contribution, b) 3/4 of your coverage periods exempt from 1/4 contribution payment, c) half of your coverage periods exempt from half contribution payment, and d) 1/4 of your coverage periods exempt from 3/4 contribution payment. Or you have coverage periods under the Employees’ Pension Insurance system for six months or more.
- ③ You are not resident in Japan.
- ④ You have never been entitled to any Japanese public pension, including the Disability Allowance.

Please file the application

Application for the Lump-sum Withdrawal Payments (National Pension / Employees’ Pension Insurance)

We need your supporting documents

- ① Photocopy of your passport (page(s) showing date of your final departure from Japan, your name, date of birth, nationality, signature and resident status, e.g., instructor, engineer or trainee).
- ② Documents issued by your bank about your bank account: name of the bank, name and address of the bank branch office, your account number and anything to show the account holder is the claimant (yourself). (Instead of such documents, you may have your bank’s verification stamp on your application form.)
- ③ Your Pension Handbook

IMPORTANT NOTES

- * Once you receive your lump-sum withdrawal payments, your total coverage periods will no longer be valid to apply for other Japanese benefits. Please pay attention to the bilateral Social Security Agreement between Japan and other countries. If you have valid coverage periods under Japanese system and agreement country’s system, you may be entitled to totalization benefits, subject to qualifying conditions. If you use your coverage periods to receive your payments, the periods will no longer be valid to apply for such totalization benefits.
- * Should the Payments claimant die after filing the application and before receiving his/her Payments, the claimant’s dependent spouse, child, parent, grandchild, grandparent, or sibling in the same household at the time of his/her death, can receive the payments for him/her.
- * The Payments paid by the National Pension system is not subject to Japanese income tax, while the 20% income tax is withheld from the Payments paid by the Employees’ Pension Insurance system.
- * You can claim tax refunds at Japanese tax offices. Before you leave Japan, please report your designated tax agent by submitting a completed form “NOZEI-KANRININ-TODOKEDESHO”(available at tax offices or <http://www.nta.go.jp>) at the appropriate tax office which covers your last address in Japan. Any person living in Japan can be your tax agent. If you left Japan without reporting your tax agent, you can submit the form when you file your claim for tax refund.
- * When you are awarded the Payments, we send you “Notice of Entitlement: Your Lump-sum Withdrawal Payments”. You then transmit this original Notice to your tax agent in Japan, and ask him/her to file your tax refund claim for you.

We need your supporting documents

If you do not provide us with all following documents ①, ② and ③, we may need to return your application. 添付書類（①～③の書類等が添付されていない場合は、請求書をお返しすることになりますので添付もれのないようお願いいたします。）

- ① Photocopy of your passport (page(s) showing date of your final departure from Japan, your name, date of birth, nationality, signature and resident status, e.g., instructor, engineer or trainee).
パスポート(旅券)の写し(最後に日本を出国した年月日、氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できる頁)を添付してください。
- ② We need your bank's "Bank stamp for verification" on your application form. Instead of the bank's stamp, we need documents which show your bank name, name of bank branch office, branch office's address, your account number, and show that the applicant (yourself) is the account holder (any supporting documents issued by your bank). Should your Payments be remitted to your bank located in Japan, your name (account holder's name) in Japanese KATAKANA characters needs to be registered with the bank. Please note you cannot receive your Payments at Japan Post Bank account.
請求書の「銀行の口座証明印」の欄に銀行の証明を受けるか、「銀行名」、「支店名」、「支店の所在地」「口座番号」及び「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書類を添付してください（銀行が発行した証明書等）。なお、日本国内の金融機関で受ける場合は、口座名義がカタカナで登録されていることが必要です。※ゆうちょ銀行では脱退一時金を受け取ることができません。
- ③ Your Pension Handbook
年金手帳を添付してください。

Please fill in your coverage history under Japanese public pension systems (Employees' Pension Insurance, National Pension, and Seamen's Insurance systems) below.

公的年金制度(厚生年金保険、国民年金、船員保険)に加入していた期間を記入してください。

Your pension coverage history

Please provide detailed information as accurately as possible.

履歴(公的年金制度加入経過) ※できるだけ詳しく、正確に記入してください。

(1) Name of your employer (or owner of ship in case you were a crew member) (1)事業所(船舶所有者)の名称及び船員であったときはその船舶名	(2) Address of your employer (or owner of ship in case you were a crew member) or your Japanese address while you were covered by the National Pension system (2)事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入時の住所	(3) Work periods or coverage periods under the National Pension system (3)勤務期間または国民年金の加入期間	(4) Type of pension system you were covered (4)加入していた年金制度の種類別
		Year 年/Month 月/Day 日 From から To まで	1. National Pension 国民年金 2. Employees' Pension Insurance 厚生年金保険 3. Seamen's Insurance 船員保険
		Year 年/Month 月/Day 日 From から To まで	1. National Pension 国民年金 2. Employees' Pension Insurance 厚生年金保険 3. Seamen's Insurance 船員保険
		Year 年/Month 月/Day 日 From から To まで	1. National Pension 国民年金 2. Employees' Pension Insurance 厚生年金保険 3. Seamen's Insurance 船員保険
		Year 年/Month 月/Day 日 From から To まで	1. National Pension 国民年金 2. Employees' Pension Insurance 厚生年金保険 3. Seamen's Insurance 船員保険

(Note) Please write only your Japanese address when you were covered by the National Pension system.

(注) 国民年金に加入していた期間は、住んでいた住所のみを記入してください。

How to fill in the form

Please fill in 1. through 5. completely. If they are not complete, we may need to return your application.

- ① Please use capital letters of Roman alphabet to complete [3. Your name, date of birth and address] and [4. Please nominate your bank account for Payments] .
- ② To fill in [5. Your numbers on your Pension Handbook], please refer to your Pension Handbook(s) for your Basic Pension Number and your registration number(s) for each pension system which you have ever been covered by.
- ③ Please do not write anything in the boxes [Official use only].
- ④ Before you send your application, please make sure you note your Basic Pension Number and other numbers. They are important. When you need to contact us, you will need those numbers.

記入上の注意

請求書の1～5については必ず記入してください。

記入のない場合は請求書をお返す場合があります。

- ① 「3.請求者氏名、生年月日及び住所」及び「4.脱退一時金振込先口座」は、アルファベット大文字で記入漏れのないようお願いします。
- ② 「5.年金手帳の記載事項」の基礎年金番号欄には年金手帳に記載されている基礎年金番号、各制度の記号番号欄には今まで加入したことのある年金制度の年金手帳の記号番号を転記してください。
- ③ 「日本年金機構記入欄」は、記入しないでください。
- ④ 「年金手帳の基礎年金番号及び年金手帳の記号番号」は、後日あなたが照会するときに使用しますので、請求書を提出するときは必ず番号を控えておいてください。

Please use this address label to send us your application.

切り取って請求書送付時の封筒に貼って使用してください。

<p>AIR MAIL</p> <hr/> <p>Japan Pension Service 3-5-24, Takaido-nishi, Suginami-Ku, Tokyo 168-8505 JAPAN 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構 (外国給付担当)</p>
--

TEL. +81 - 3 - 6700 - 1165
(The telephone service is in Japanese.)

The Lump-sum Withdrawal Payments are remitted overseas in the currencies as follows:

脱退一時金を日本国外へ送金する際に使用する通貨は次のとおりです。

アイルランド	Ireland	Euro	ユーロ
イギリス	United Kingdom	U.K. Pound	イギリス・ポンド
イタリア	Italy	Euro	ユーロ
オーストラリア	Australia	Australian Dollar	オーストラリア・ドル
オーストリア	Austria	Euro	ユーロ
オランダ	Netherlands	Euro	ユーロ
カナダ	Canada	Canadian Dollar	カナダ・ドル
ギリシャ	Greece	Euro	ユーロ
シンガポール	Singapore	Singapore Dollar	シンガポール・ドル
スイス	Switzerland	Swiss Franc	スイス・フラン
スウェーデン	Sweden	Swedish Krona	スウェーデン・クローネ
朝鮮民主主義人民共和国	Democratic People's Republic of Korea	(Japanese Yen)*	日本円
スペイン	Spain	Euro	ユーロ
デンマーク	Denmark	Danish Krone	デンマーク・クローネ
ドイツ	Germany	Euro	ユーロ
ニュージーランド	New Zealand	New Zealand Dollar	ニュージーランド・ドル
ノルウェー	Norway	Norwegian Krone	ノルウェー・クローネ
フィンランド	Finland	Euro	ユーロ
フランス	France	Euro	ユーロ
ベルギー	Belgium	Euro	ユーロ
ポルトガル	Portugal	Euro	ユーロ
ルクセンブルグ	Luxembourg	Euro	ユーロ
モナコ公国	Monaco	Euro	ユーロ
キューバ	Cuba	Euro	ユーロ
ミャンマー	Myanmar	(Japanese Yen)*	日本円
スーダン	Sudan	U.K. Pound	イギリス・ポンド
イラン	Iran	(Japanese Yen)*	日本円
上記以外の国	Countries other than above	U.S. Dollar	アメリカ・ドル

* The Payments can be remitted to banks in Japan only.

JITCO

このパンフレットに関するお問い合わせは、
能力開発部対策課(電話:03-6430-1176)まで